

第3回 豊能町小学校適正配置審議会 会議要録

開催年月日	平成21年9月17日(木)
開催場所	豊能町立東ときわ台小学校
開催時間	開会 午前9時15分 閉会 午前11時50分
出席委員	<p style="text-align: right;"><敬称略、順不同></p> <p>◎山田 哲也(大阪大学大学院准教授) 中條 明美(ときわ台自治会) 西川 隆夫(光風台自治会代表者) 山田 美千代(東ときわ台自治会副会長) 水口 修三(新光風台自治会長) 宮西 香(吉川小学校PTA書記) 山口 光司(光風台PTA会長) 岸本 恵子(吉川小学校長) ○佐久 裕機(光風台小学校長) 大西 史人(東ときわ台小学校長)</p> <p style="text-align: right;">◎=委員長(第3回審議会にて選任) ○=副委員長</p>
欠席委員	久保 隆(吉川自治会会長) 川村 新(東ときわ台PTA会長)
傍聴者	なし
行政出席	小川 照夫(教育長) 下林 晃(教育次長) 中 繁樹(指導課長) 植浦 満男(教育総務課長) 清水 宏治(教育総務課課長補佐)
配布資料	○資料1: 豊能町小学校適正配置審議会設置要綱 ○資料2: 小学校適正配置審議会 今後のスケジュール(案) ○その他: 東ときわ台小学校作成 学校紹介資料

議事内容と
審議結果

1. 東ときわ台小学校視察

- ・東ときわ台小学校長より配付資料による学校概略説明。
光風台5丁目から通学している児童数について質問があり、現状5名が通学していることを確認。また、学校の特色として読書活動に力を入れている事について、質問及び評価を受けました。読書数が1年で100冊を超える児童もいること等が報告されました。
- ・学校内各教室・授業視察（低学年・中学年・高学年の授業視察）

2. 会 議

事務局：本日の欠席者報告。竹内委員長辞任について報告。委員長の後任をどうするかについて出席委員で協議を行い、全員一致で学識経験者である山田委員を委員長に互選。

3校の学校視察を終えて、各委員のご意見等を中心に審議をおねがいする旨、各委員へ依頼。

内 容：各委員より、

3校とも子どもや地域の特色を生かした学校づくりがなされている。小さい学校は、地域との連携がより強く図られ、大きな学校は、子ども数が多いことを生かし学校運営を活性化する取組みが見られる。だから大きな学校でも分割など工夫することできめ細かな取組みを行うことができる。等の意見が出されました。

各委員からのご意見は、以下の項目でまとめられました。

- ① 授業内容やクラス編成等を考慮した学級規模について
- ② 地域の歴史や立地条件（通学条件等）も含めた社会性を考慮した学校教育内容について
- ③ 学校行事等教科外活動を考慮した学校規模について
- ④ 今後予想される地域の児童数変化を考慮した適正配置について
- ⑤ 経済的な効果を考慮した適正配置について

以上の項目で、今後さらに審議していくことを確認しました。

事務局：別紙資料を元に今後日時及び審議内容について説明。

次回の日時について、事前の日程調整について案内。

3. 閉会

豊能町小学校適正配置審議会設置要綱

(設置)

第1条 本町西地区の小学校の適正配置及び適正規模等を検討するため、豊能町小学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、豊能町教育委員会（以下「教育委員会」という。）からの諮問に応じ、西地区小学校の適正配置及び適正規模について、調査審議し、提言するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会代表
- (3) PTA代表
- (4) 学校長

3 委員の任期は、所掌事務に関する調査、審議及び提言が終了するまでとする。ただし、第2項各号の委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席をもって成立する。

3 第3条第2項第2号から第4号に掲げる委員が会議に出席できないときは、あらかじめ別に指定する者を代理出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、公開を原則とし、議事録を開示する。ただし、会議の内容により委員長は、審議会に諮ったうえ会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮ったうえ定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

小学校適正配置審議会

今後のスケジュール (案)

1 1 月 第 4 回審議会 (適正配置・適正規模について意見交換)

答申原案の柱立ての提示

(第 3 回・第 4 回の意見を踏まえ、委員長と事務局により答申原案を調整)

平成 22 年 1 月 第 5 回審議会(答申原案の審議)

平成 22 年 2 月下旬

第 6 回審議会 (答申案の最終決定)